

高齢者怒る!長生きを喜べる社会に!

安心の介護保険に改善を／後期高齢者医療の廃止を

た町田市の保険料は、第4段階（基準額）で年12000円も値上げされました。（表参照）一方、サービスは大幅に削減されました。これまで健康課の福祉サービスだった筋トレや体操、栄養指導が介護予防として、介護保険サービスに加えられる事になりました。また、介護度1を要支援1、2に振り分けて、利用できるホームヘルパーやデイサービスを減らしてきました。介護度2以下の人からは、車いすや電動

が増えました。利用料の負担増にサービスを減らす人も増えました。保険料は大幅に上がったのに、サービスの利用が減ったため、保険給付費が大幅に減り、集めた保険料を使わずに残すことになりました。余った保険料は、割合に応じて、国、都、市、支払基金（40才から64才までの保険料を運用）にもとして、のこりの65才以上の保険料を介護給付準備基金に積み立てるところになっています。第3期は2年間で

**高すぎる保険料の引き下ぼし
安心できる介護を**

保険料の生活への負担も重くのしかかり、保険料やサービス利用料の引き下げを求める声も大きくなっています。一方ヘルパーさんの報酬は安すぎてやめてしまう人も多く、施設の人材確保も困難になっています。

来年は4回目の制度、保険料見直し

The graph shows a steady increase in the basic amount of介護保険料 (Care Insurance Premium) over eight years. The values are as follows:

Period	Basic Amount (Yen)
1期目 (00~02年)	39,600円
2期目 (03~05年)	44,400円
3期目 (06~08年)	56,400円

12月定例議会日程

- 11月28日(金) 本会議 議案説明
12月 3日(水) 一般質問
4日(木) 一般質問
5日(金) 一般質問、
 請願締め切り(5時まで)
8日(月) 一般質問
9日(火) 議案質疑
10日(水) 常任委員会 文教社会・建設
11日(木) 常任委員会 総務・健康福祉
12日(金) 本会議 表決

介護保険制度

サービスはカツトなんて

保険料はどんどん値上げなのに

保険あつて介護なし!!

ベッドを取り上げ、特養施設も利用できなくなりました。さらに東京都は、家族と同居の場合は、食事や掃除などの家事支援は原則行わないと厳しく指導して利用を制限しました。特養などが受けられない」「使が利用できない」など、保険料は高いのに介護事態も生まれています

介護保険制度がスタートして8年、3年ごとに保険料や制度が見直しされました。2年前の2回目の見直しでは、もともと三多摩でもっとも高かつてきました。

の年ですが、福祉現場の職員確保を「実に、保険料の値上げがもくろまれています。」これ以上の保険料引き上げをおこなわず、さらに保険料を安くするために介護給付準備基金を崩して利用するとともに、国や自治体がもつと負担すべきです。

日本共産党は市議会でも、「介護の充実と負担軽減」を求めて一般質問や質疑で追及し、国が当初の約束通り負担をしていないこと、それが65才以上

の保険料に上乗せされていることを明らかにし、市長が先頭に立つて国庫負担引き上げを求めるよう追及しました。9月市議会では、日本共産党が提案した「介護保険に対する国庫負担の引き上げを求める意見書」が多数で可決されました。

日本共産党は引き続き、介護保険料引き下げと安心できる介護保険制度を求めて、がんばります。

十月十五日の年金支給日から
たに全国で四百三十万人が後期高齢者医療保険と国民健康保険(65歳～74歳)保険料の年金天引きが行われました。これまで子ども等の扶養家族で保険料負担のなかつた75歳以上の高齢者からも、この十月からは年金天引きが強行され、「若い者の世話にはなりたくないけど、年金だけでは暮らせない」などの声が出されています。一方「後期高齢者医療制度」は個人で加入する保険なのに、国や都の軽減制度が世帯所得で算定

さるため 年金収入の合計額が同じ
じ世帯でも軽減が受けられず、保険
料に13倍もの差が生じる例もあり矛
盾が吹き出でています。

また、社会保険控除の対象とする
には、妻の保険料を夫の銀行口座振
り替えに変更しなければならないなど、
「見直し」するほど制度が煩雑
になりお年寄りを困惑させています
小手先の見直しではなく、こんな欠
陥制度は直ちに廃止して、年をとつ
ても安心できる保険制度を国の責任
でつくるべきです。



厚労大臣が作成したイラスト
(厚生労働省の検討会に出された資料より)

「配偶者の浮気が原因で離婚したい。」「別居中の配偶者から離婚して欲しいと申し出がアツた。」等々。経緯や原因は様々ですが、離婚問題は最も身近で、数多く寄せられる相談です。日本の離婚は大多数が夫婦間の話し合いでによる離婚（協議離婚）と言われています。離婚に応じる方向で配偶者と話し合うのであれば、子どもの親権・養育費・直接交渉・財産分与・慰謝料・年金分割等お互いの今後の生活や権利について、きちんと取り決めておくべきでしょう。しかし、冷静に配偶者と話し合えない、配偶者と希望があわない、養育等の相場がいくらか分からぬ等当事者間の協議には限界があることも事実です。配偶者に対してもどのような要求をするのが相当か、どこまで譲歩す

無料法律相談・お気軽にご相談ください

11月26日(水) (3日とも)
12月10日(水) 町田市役所5階
12月24日(水) 日本共産党控え室
必ず事前に各議員、または
TEL **723-6312**にご連絡下さい。
TEL **724-4030** (市議団控室)

離婚

篠原靖征弁護士